

電波法の一部を改正する法律要綱

第一 改正の内容

一 電波利用料制度の見直し関係

1 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこと。

(第百三条の二第一項、第二項及び第五項から第八項並びに別表第六から別表第八まで関係)

2 広域専用電波を使用する第一号包括免許人が電波利用料として同等の機能を有する無線局の区分ごとに国に納めなければならない金額について、上限額(当該第一号包括免許人が使用する広域専用電波の周波数の幅等に基づき算定される金額)を設けること。(第百三条の二第七項及び第八項関係)

3 免許人の申請に基づき、広域専用電波に係る電波利用料を延納させることができることとすること。
(第百三条の二第十九項関係)

4 電波利用料の使途の特例として、当分の間、放送法第二条第十五号に定める地上基幹放送(音声その他の音響のみを送信するものに限る。)を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備の整備のため

の補助金の交付を追加すること。

(附則第十五項関係)

二 災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等の免除関係

地震等の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援等のために必要な通信又は第二百二条の二第一項各号に規定する無線通信を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、無線局の免許申請等に係る手数料及び電波利用料を免除することとする。

(第二百三条第二項及び第二百三条の二第十四項関係)

三 技術基準適合証明等の表示関係

適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができることとする。

(第三十八条の七第二項等関係)

四 特別特定無線設備の修理の事業を行う者の登録関係

特別特定無線設備(適合表示無線設備に限る。)の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受ける

ことができることとし、登録の基準その他の所要の規定を設けること。

(第三十八条の三十九から第三十八条の四十八まで等関係)

五 無線局に関する情報の公表範囲の拡大関係

無線局に関して公表する情報として、包括免許に係る特定無線局又は包括登録に係る無線局を開設したときに届け出られた事項の一部を追加すること。
(第二十五条第一項等関係)

六 登録検査等事業における検査を行う者の資格要件等の見直し関係

登録検査等事業者等において、無線設備等の検査を行う者に求められる資格について見直しを行うこと。
(別表第四関係)

七 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

(附則関係)

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。